

各種医療制度について



健康の保持・増進を図るため、次の方々に医療費を支給します。

- 子ども医療費(所得制限なし)
 - 中学校卒業までの子どもの保護者
 - ・ 中学校卒業までのお子さんの通院・入院医療費の自己負担額を支給
- 障害者医療費(所得制限なし)
 - 身体障がい者の方
 - ・ 1～3級
 - ・ 4級(腎臓機能障害)
 - ・ 4～6級(進行性筋萎縮症)
 - IQ50以下の方
 - 自閉症状群と診断されている方

- 母子家庭等医療費(所得制限あり)
 - 18歳以下の方を現に扶養している配偶者のない女子および配偶者のない男子
 - 母子家庭の母および父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の方
 - 父母のない18歳以下の方
- 精神障害者医療費(所得制限なし)
 - 精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障がい者の方(通院の場合は自立支援医療受給者に限る)
 - ・ 1・2級手帳所持者
 - ・ 精神的な病気治療の通院・入院医療費の自己負担額の全額を助成
 - ・ 3級手帳所持者
 - ・ 精神的な病気治療の通院・入院医療費の自己負担額の2分の1を助成
- 後期高齢者福祉医療費
 - 後期高齢者医療の対象者のうちの方
 - ・ 障がい者、精神障がい者の各医療該当者(所得制限なし)

- ・ 母子家庭等医療該当者(所得制限あり)
 - ・ 戦傷病者手帳所持者(所得制限あり)
 - ・ 独り暮らし、寝たきり、認知症該当者(町民税非課税世帯)
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健法による命令入所該当者(所得制限なし)

各種医療費を受給している方へ

福祉医療費受給者証の更新について

- 受給者証をお持ちの方で、次の事項に該当する方は届け出が必要です。
 - ・ 氏名、住所の変更をされた方
 - ・ 受給者証、印鑑
 - ・ 保険証の内容に変更があった方
- 受給者証をお持ちの方で、次の事項に該当する方は申請が必要です。
 - ・ 各医療費の受給者で、県外の医療機関で受診された方
 - ・ 領収書、受給者証、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの

- 次の福祉医療費受給者証は有効期限があります。まだ更新手続きをされていない方は、早急にご手続きをしてください。
 - ・ 母子家庭等医療費受給者証 毎年7月31日
 - ・ 障害者医療費受給者証(一部の方を除く) 3年ごとの7月31日
 - ・ 後期高齢者福祉医療費受給者証(一部の方を除く) 毎年7月31日

問合せ先 役場 保険医療課

内線171